

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称		地域包括支援センター運営事務			
作成（修正）年月日	令和8年4月1日	行政機関等の名称	鎌倉市長	登録番号	334
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		健康福祉部 高齢者支援課	事務 区分	☒ 固有事務 ☐ 全庁共通事務 ☐ 特定課共通事務⇒	[特定課名]
個人情報ファイルの利用目的		地域支援事業及び介護予防事業を包括的に行うため。			
特定個人情報の有無		☐ 有 ☒ 無	取扱 件数	☒ 1,000 件以上 ☐ 1,000 件未満	
記録項目	戸籍的事項	☒ 氏名 ☒ 性別 ☒ 生年月日 ☒ 住所 ☐ ☐			
	経歴能力等	☐ 学歴 ☐ 職歴 ☐ 賞罰 ☐ 所属団体 ☐ ☐			
	収入資産等	☐ 収入 ☐ 資産内容 ☐ 課税額 ☐ 公的扶助 ☐			
	個人の生活	☒ 家族構成 ☐ 扶養関係 ☐ 住居環境 ☒ 健康状態 ☒ 介護認定			
	その他	☒ 相談内容 ☐ 苦情 ☐ 趣味 ☒ 電話番号 ☐ FAX 番号 ☒ メールアドレス ☐ 個人識別符号 ☐ マイナンバー ☐ 印影 ☐ 口座内容 ☒ 画像（支援者及び患者プロフィール写真、支援対象者の相談内容を補完・補強する写真など） ☒ 被保険者番号 ☒ 介護負担割合			
	要配慮個人情報の 取扱い	☒ 有⇒ ☐ 無	☐ 信条 ☐ 人種 ☐ 社会的身分 ☐ 犯罪経歴 ☐ 刑事事件に関する手続 ☐ 少年の保護事件に関する手続 ☐ 犯罪被害 ☒ 病歴 ☒ 障害 ☒ 健康診断等結果 ☐ 医師等による指導・診療・調剤	根拠	☒ 法令等（名称：介護保険法第115条の45第2項第1号及び第7号） ☒ 審議会意見 （ ☒ 類型答申第1号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）
記録範囲		介護保険被保険者及びその世帯員			
記録情報の収集方法		☒ 本人 ☒ 本人以外⇒	収集先 収集の根拠	親族、介護関係者、医療機関及び後期高齢者医療広域連合 ☒ 法令等（介護保険法第115条の45第2項第1号及び第7号） ☒ 本人同意 ☐ 審議会意見 （ ☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号） ☐ 上記以外（審議会への報告）	
個人情報ファイルの利用		保有課名	個人情報ファイル簿の名称(番号)		
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ☐ 第1項（法令）根拠法令（ ） ☐ 第2項第1号（本人同意） ☐ 第2項第2号（上記以外の利用）		

	☐ 答申有 (☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号) ☐ 答申無 (審議会への報告)		
収 集 の 時 期	☐ 定期 (月 ~ 月) ☒ 随時 ☐ その他 ()		
記 録 の 形 態	☒ 文書 ☒ 電磁的記録 (記録媒体 : ハードディスク、クラウドサービス) ☐ その他 ()		
電子計算機の処理	☐ 無 ☒ 有 (個別システム名 : 介護保険システム・メディカルケアステーション)		
目 的 外 利 用	目的外利用課名	個人情報ファイル簿の名称(番号)	
	根 拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 ☐ 第 1 項 (法令) 根拠法令 () ☐ 第 2 項第 1 号 (本人同意) ☐ 第 2 項第 2 号 (上記以外の利用)	
記録情報の経常的提供先	☒ 有⇒	提供先	本人、親族、介護関係者、医療機関及び後期高齢者医療広域連合
	☐ 無	個人情報の内容	上記すべて
		提供の方法	☒ オンライン結合 ☐ 答申有 (☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号) ☒ 答申無 (審議会への報告) ☒ その他の方法 (文書・口頭)
		根拠	個人情報の保護に関する法律第 69 条 ☒ 第 1 項 (法令) 根拠法令 (介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号及び第 7 号) ☒ 第 2 項第 1 号 (本人同意) ☐ 第 2 項第 号 (上記以外の利用) ☐ 答申有 (☐ 類型答申第 号 ☐ 個別答申第 号) ☐ 答申無 (審議会への報告)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	鎌倉市総務部総務課市政情報担当 〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号		
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続き等			
個人情報ファイルの種別	☒ 法 第 60 条 第 2 項 第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法 第 60 条 第 2 項 第 2 号 (マニュアル処理ファイル)	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	令和 7 年 3 月 31 日、MCS（オンライン結合）等追加。
継 続 用 紙 使 用	☒ 無 ☐ 有